

条 例

議会の議決を経た「千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長

千曲市条例第24号

千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成15年千曲市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 市長は、現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であって、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときは、当該印鑑登録証明書を回収するものとする。

第5条第3項中「非漢字国圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。